

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>（使用料等の返還）</p> <p>第 1 8 条 既に納めた使用料及び占用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、区長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>使用者等が使用開始前に使用の取りやめを申し出たとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>（原状回復及び損害賠償義務）</p> <p>第 2 1 条 使用者等は、その使用する施設を毀損したとき、又は使用期間の満了、停止若しくは使用許可の取消しのあったときは、ただちにその使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、区長においてこれを執行し、その費用を徴収する。</p> <p>別表第 1</p> <p>公園の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立おしなり公園</td> <td>東京都墨田区業平一丁目、二丁目、三丁目、押上一丁目地先</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2</p> <p>公園（児童遊園）の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立両国橋児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔削除〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園	〔略〕	墨田区立おしなり公園	東京都墨田区業平一丁目、二丁目、三丁目、押上一丁目地先	名 称	位 置	墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園	〔略〕	墨田区立両国橋児童遊園	〔略〕	〔削除〕		墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第 1 8 条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>使用者等が使用開始前に使用のとりやめを申し出たとき。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第 2 1 条 使用者等は、その使用する施設をき損したとき又は使用期間の満了、停止若しくは使用許可の取消しのあったときは、ただちにその使用する施設を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、区長においてこれを執行し、その費用を徴収する。</p> <p>別表第 1</p> <p>公園の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2</p> <p>公園（児童遊園）の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立両国橋児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>墨田区立たてかわばし児童遊園</td> <td>東京都墨田区立川二丁目 1 4 番 7 号</td> </tr> <tr> <td>墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園	〔略〕	〔新設〕		名 称	位 置	墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園	〔略〕	墨田区立両国橋児童遊園	〔略〕	墨田区立たてかわばし児童遊園	東京都墨田区立川二丁目 1 4 番 7 号	墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕
名 称	位 置																																
墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園	〔略〕																																
墨田区立おしなり公園	東京都墨田区業平一丁目、二丁目、三丁目、押上一丁目地先																																
名 称	位 置																																
墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園	〔略〕																																
墨田区立両国橋児童遊園	〔略〕																																
〔削除〕																																	
墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕																																
名 称	位 置																																
墨田区立両国公園～ 墨田区立旧中川水辺公園	〔略〕																																
〔新設〕																																	
名 称	位 置																																
墨田区立横川北児童遊園～ 墨田区立つくし児童遊園	〔略〕																																
墨田区立両国橋児童遊園	〔略〕																																
墨田区立たてかわばし児童遊園	東京都墨田区立川二丁目 1 4 番 7 号																																
墨田区立露伴児童遊園～ 墨田区立白鬚児童遊園	〔略〕																																

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。